

令和5年2月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年2月24日（金） 13:28～14:20

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員（17名）

農業委員

- 1番 柳本 進
- 2番 菊島 博文
- 3番 横内 知恵美
- 4番 保坂 耕
- 5番 小澤 和茂
- 6番 保阪 幸彦
- 7番 上野 公
- 8番 古屋 一光
- 9番 河西 孝雄
- 10番 佐藤 安茂
- 11番 小澤 辰雄
- 12番 小田切 悦男
- 13番 久保田 豊一
- 14番 矢崎 良夫
- 15番 野田 源一郎
- 16番 小澤 洋行（欠席）
- 17番 堀川 茂憲
- 18番 浅川 節子
- 19番 新奥 長生（欠席）

農地利用最適化推進委員

- 20番 向山 清彦
- 21番 石川 豊
- 22番 横森 隆次
- 23番 横森 孝徳
- 24番 小泉 泰夫
- 25番 田中 武久（欠席）
- 26番 石合 榮之
- 27番 山本 弘行
- 28番 加賀爪 悦夫
- 29番 駒井 正一
- 30番 笹本 勝造
- 31番 切刀 茂樹
- 32番 土橋 明
- 33番 堀川 喜美雄

4. 議事日程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 議案第1号 農地法第3条の規定による申請の承認について 10件
- 議案第2号 農地法第4条の規定による申請の承認承認について 1件
- 議案第3号 農地法第5条の規定による申請の承認について 5件
- 議案第4号 農地法第5条買受適格者証明について 1件
- 議案第5号 経営基盤強化促進法第18条の規定による
農地利用集積計画の承認について 4件
- 議案第6号 経営基盤強化促進法第18条の規定による
農地中間管理権の取得の承認について 4件
- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 6件
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について 2件

5. 農業委員会事務局職員

事務局 長：東條 匡志

書 記：小屋 了・越石 早織

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和5年2月 韮崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中17名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、10番 佐藤 安茂 委員、11番 小澤 辰雄 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 小屋氏 と 越石氏 を指名いたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	10件	32,671.73 m ²
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件	452 m ²
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	5件	1,001.27 m ²
議案第4号	農地法第5条買受適格者証明について	1件	1,243 m ²
議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について	4件	6,912 m ²
議案第6号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の承認について	4件	12,174 m ²
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	6件	33,551.85 m ²
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	2件	4,532 m ²
合計		33件	92,537.85 m ²

となります。

次に、会務報告ですが、2月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長が出席いたしました。2月15日、「eMAFF 現地確認」アプリ等タブレット操作に係る地域別研修会に柳本会長・事務局 小屋・越石が出席いたしました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたしますが、本日の案件の中に、農業委員会の委員に関する事項の案件があります。農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族、その配偶者に関する事項についてその議事に参与することができない。」とされております。

申請番号10番について、委員に関する案件がありますので、議案第1号が終了するまで退席をお願いいたします。

(委員 退席)

それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが8件、営農型太陽光発電施設の設置を目的とした地上権の設定に関するものが2件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲受人自身の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農型太陽光発電施設設置に伴う地上権設定の申請であります。

申請番号9番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農型太陽光発電施設設置に伴う地上権設定の申請であります。

申請番号10番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から10番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第1号については原案のとおり承認いたします。

(委員 着席)

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集7ページをご覧ください。今月の農地法4条の許可申請は、1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町上條東割築地、道路拡幅に伴う住宅建築のための申請であります。

<議長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をいたします。

申請番号1番：野田委員

<議長>

報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の8ページをご覧ください。今月の農地法第5条の規定による許可申請は、5件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は本町二丁目、駐車場のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保横手、一般個人住宅のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町三之蔵タカノス他、営農型太陽光発電施設設置に伴う支柱部分の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町三之蔵牛ケ馬場他、営農型太陽光発電施設設置に伴う支柱部分の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町若尾新田供養塚、一般個人住宅のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 菊島委員

申請番号2番 : 横森(隆)委員

申請番号3番・4番 : 小澤職務代理

申請番号5番 : 浅川委員

(各委員より現地調査に基づく説明)

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(意見・質問なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番から5番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条買受適格者証明について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の10ページをご覧ください。買受適格者証明については1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井西御門、倉庫・資材置場のための競売申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：上野委員

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

(意見・質問なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、「農地法第5条買受適格者証明について」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第4号について、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第5号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の11ページをご覧ください。今月の農地利用集積計画の承認については4件となっております。事務局より議案の説明をお願いいたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：5年、新規設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：10年、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：桃、期間：10年、再設定です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：水稻、期間：10年、再設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第6号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の13ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については4件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、利用目的：畑、作物：ブドウ、期間：10年9ヶ月です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）貸貸借権、利用目的：畑、作物：桃、期間：11年9ヶ月です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）貸貸借権、利用目的：畑、作物：桃、期間：11年9ヶ月です。

申請番号4番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）貸貸借権、利用目的：畑、作物：桃・柿、期間：6年9ヶ月です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

いたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第6号について原案のとおり承認いたします。
次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・第2号についてご説明いたします。「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」が6件、「農地法第18条第6項の規定による通知について」が2件です。

議案集の17ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中島二丁目他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は上ノ山北堀、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保石原場、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保中原他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は円野町上円井石之坪他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は清哲町樋口御崎原新田他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は旭町上條北割久保屋他、合意解約の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は旭町上條北割久保屋、合意解約の申請であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（その他の件について、事務局より説明）

質疑等ございますか？

(質疑なし)

<事務局長>

土橋副委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<副委員長>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和5年2月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：越石 早織